

# 選定療養費

## 初診時選定療養費の改定について

【令和8年6月1日より】

当院は特定機能病院として、地域の医療機関との機能分担と連携を一層推進するため、紹介状をお持ちでない患者さんには選定療養費のご負担をお願いしております。

このたび、制度に基づく選定療養費を下記のとおり改定いたしました。

患者さんにはご理解とご協力をお願い申し上げます。

	対象者	現行	新
初診 内科	他院からの紹介状 をお持ちでない方	7,700円 (7,000円)	13,200円 (12,000円)
初診 歯科	他院からの紹介状 をお持ちでない方	5,500円 (5,000円)	7,700円 (7,000円)

括弧内は助産に係る非課税金額

選定療養費をご負担いただかない場合については別紙記載

令和8年4月17日

## 次の場合は選定療養費のご負担はありません

### 初診時選定療養費

- ① 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
- ② 医科と歯科との間で院内紹介された患者
- ③ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ④ 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
- ⑤ 外来受診から継続して入院した患者
- ⑥ 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者
- ⑦ 治験協力者である患者
- ⑧ 災害により被害を受けた患者
- ⑨ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑩ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者（急を要しない時間外の受診及び単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合を除く。）

### 再診時選定療養費

- ① 救急医療事業、周産期事業等において休日、夜間受診した場合
- ② 外来受診後そのまま入院となった場合
- ③ 災害により被害を受けた場合
- ④ 労務災害、公務災害、交通事故、保険診療外(自費診療)で受診の場合
- ⑤ 救急の患者、公費負担医療（生活保護含む）の対象患者で受診の場合
- ⑥ その他、当院が直接受診する必要性を特に認めた場合(急を要しない時間外の受診及び単なる予約受診等、患者さんの都合により受診する場合を除く)